

【初期契約解除制度の案内】

本契約により締結したテレビ・インターネットサービスは、「初期契約解除制度」の対象です。(固定電話サービスおよびオプションサービスは制度の対象外です)。

1. 【本書面を書面交付にて希望された場合】

お客様が本書面を受領された日から起算して8日を経過するまでの間、書面により今回の契約の解除を行うことができます。この効力はお客様が書面を発した時に生じます。

【本書面を電子交付(マイページ確認)にて希望された場合】

お客様が電子交付通知を受信された日から起算して8日を経過するまでの間、書面により今回の契約の解除を行うことができます。ただし申込時にマイページログインに必要な「ID・パスワード通知書」発行を希望された場合は、該当書面を受領された日を起算日とします。この効力はお客様が書面を発した時に生じます。

2. この場合お客様は、損害賠償若しくは違約金、その他金銭等を請求されることはありません。ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けたテレビ・インターネットサービスの利用料、加入登録料及び、既に工事が実施された場合の工事費と追加部材費等は請求されます。これらの費用の他に契約に関連して当社が金銭等を受領している際には、当該金額等をお客様に返還いたします。

3. 当社の初期契約解除制度の説明が間違っていたり、告げられた内容を事実であると誤認し初期契約解除制度を利用できなかった場合は、当社が新たには発行する書面を受領された日から起算し、8日間を経過するまでの間にお手続きください。

4. 【初期契約解除の申告方法】

必要事項をご記入のうえ当社まで持参いただくか、ご郵送ください。

〈記入事項〉

- ・ 初期契約解除を希望するサービス
- ・ 契約日、契約書面受領日
- ・ 「初期契約解除通知書」のご記入日
- ・ お客様情報（氏名、住所、日中に連絡可能な連絡先）

5. 【本件についてのお問い合わせ・書面送付先】

〒491-0858 愛知県一宮市栄四丁目6番8号 一宮商工会議所ビル

株式会社アイ・シー・シー 連絡先 0120-993-138

〔営業時間〕 9:00~18:00 (1F 窓口 10:00~17:00) ※年中無休〔年末年始除く〕